

## 周南市中山間地域移住者用住宅（須々万）入居者募集要項

周南市では、中山間地域への移住を促進するため、市が空き家を借り上げ、整備した後に、市外からの転入者に貸し出す『周南市中山間地域移住者用住宅』の入居者を募集します。

### 1. 物件の概要

番号	1
名称	移住者用住宅（須々万）
所在地	周南市大字須々万奥
家賃	30,000 円/月
敷金	家賃 3 ヲ月分
敷地面積	347.80 平方メートル
建物延床面積	112.00 平方メートル
構造・間取り	軽量鉄骨造 2 階建・5DK
建築時期	昭和 56 年
設備等	駐 車 場…2 台分あり 水 道…井戸水 下 水 道…公共下水道 給湯設備…ガス給湯器（プロパンガス）

### 2. 利用可能期間

入居の日から最長 5 年間

### 3. 入居者の費用負担

- (1) 電気、ガス、上水道及び下水道その他の使用料
- (2) 市との賃貸借契約を締結する際の不動産仲介手数料
- (3) 移住者用住宅の敷地内の管理に要する経費
- (4) 付帯設備の維持管理や入居後に必要となった軽微な修繕や改修に要する費用
- (5) 入居者自らの責めに帰すべき事由による損害に対する費用
- (6) 建物の損害保険料（家財保険に借家人賠償責任補償特約を付け加入）
- (7) 退去時における原状回復に要する費用（市長が認める場合を除く）

### 4. 申込の条件

申込にあたっては次の事項全てを満たすことを条件とします。

- (1) 申込時点で市内に住所を有していない者又は市内に住所を有してから 6 月を経過していない者で、賃貸借期間満了後も引き続き本市に居住する意思のあること
- (2) 同居する親族があること
- (3) 夫婦のいずれか、もしくはひとり親世帯の親が 40 代以下であること
- (4) 応募者及び同居者が、申込時点の住所地における市町村税等の滞納がないこと

- (5) 応募者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6) 賃貸借契約に係る連帯保証人を1名確保できること

## 5. 申込期間

令和元年6月24日（月）から令和元年8月9日（金）まで【17：15分必着】

## 6. 申込方法

次の書類を添付し、持参または郵送で、8. 申込・問合せ先へ提出してください。

### (1) 入居申込書

※ 入居申込書は「物件内覧」参加時にお渡しさせていただきます。

### (2) 住民票の写し（入居予定者全員）

### (3) 完納証明書（収入がある入居予定者全員）

### (4) 利用申し込みに係る誓約書

## 7. 物件内覧

物件の内覧については、申込期間中に随時行います。

内覧を希望される方は、必要事項（氏名・住所・電話番号・入居される場合の人数・内覧希望日（候補日2つ以上））をメール又は電話にて8. 申込・問合せ先へご連絡ください。（内覧日は日程調整の上、連絡します）

## 8. 申込・問合せ先

〒745-8655

周南市岐山通1-1

周南市役所 地域づくり推進課 移住推進担当 宛

電話：0834-22-8290 メール：kyodo@city.shunan.lg.jp

## 9. 入居者の決定等

申込が複数あった場合には、家族構成（小学生以下の子どもがいる世帯を優先など）を加味して入居者を決定します。結果については、応募者全員に文書にてお知らせします。

## 10. 入居の時期

令和2年3月31日（火）までに居住を開始してください。

## 11. その他

- (1) 地域環境に配慮し、敷地内の除草を行うなど適正な維持管理を行うこと
- (2) 自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加すること
- (3) 物件は現状での貸し付けとします
- (4) 修繕や改修等を行う場合には本市と協議し、承認を受けてから行うこと
- (5) 対象住宅を第三者へ転貸又は権利譲渡することはできません